建設Gメンによる
不適正取引に対する指導事例

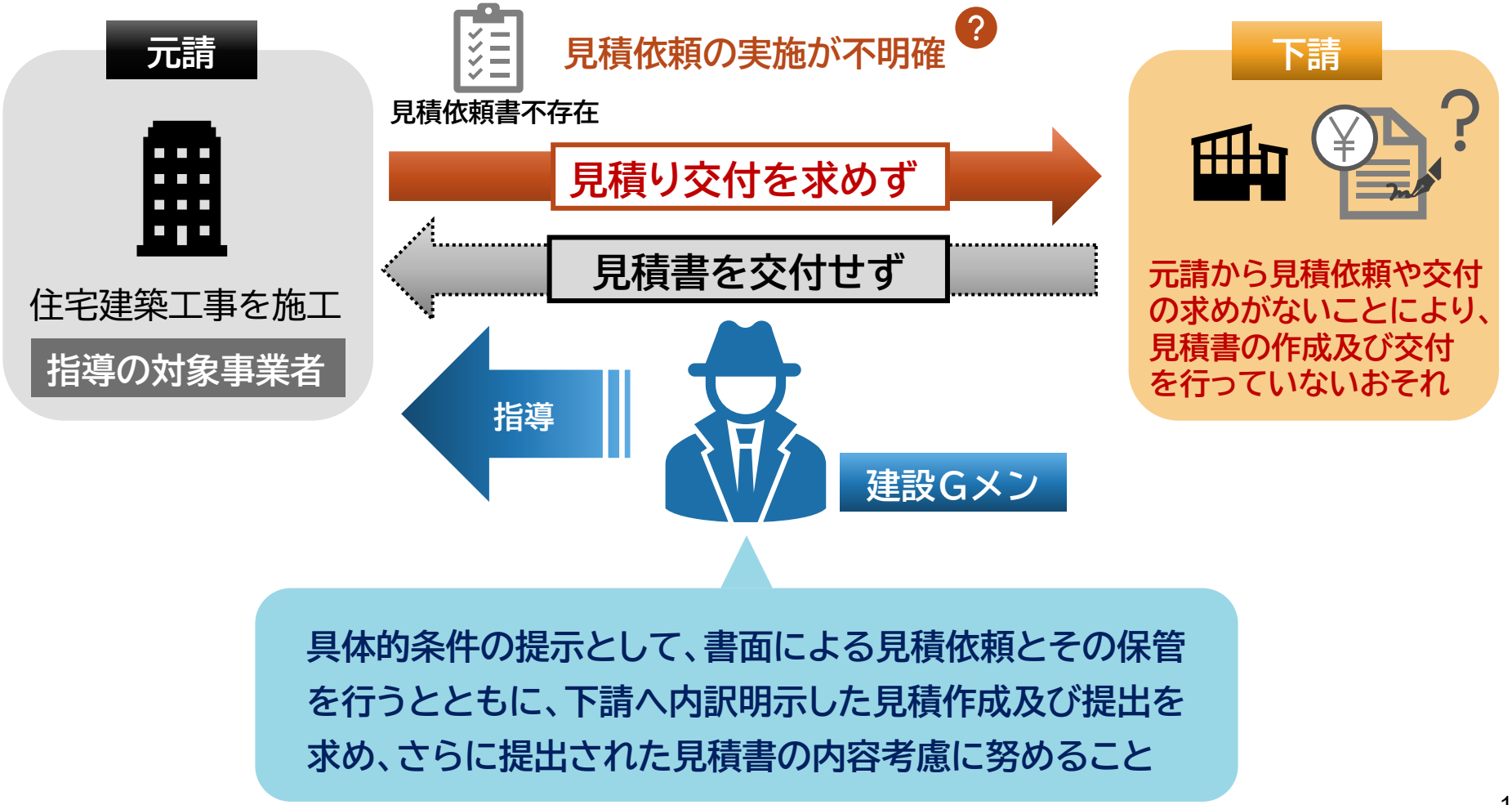
国土交通省
不動産・建設経済局　建設業課　建設業適正取引推進指導室

令和8年10月現在

具体的な行政指導事例【適正な見積りのやり取りの未実施】

国土交通省

- 見積依頼が書面として保管されておらず、法第２０条第３項の具体的な見積条件の内容提示や必要な期間の確保が図られたことが遵守されていたことを確認することが困難。
- 下請に対して内訳明示した見積書の交付を求めておらず、見積書のやり取りが確認できないことから、法第２０条を踏まえた適正な見積手続きが行われていないおそれがある。

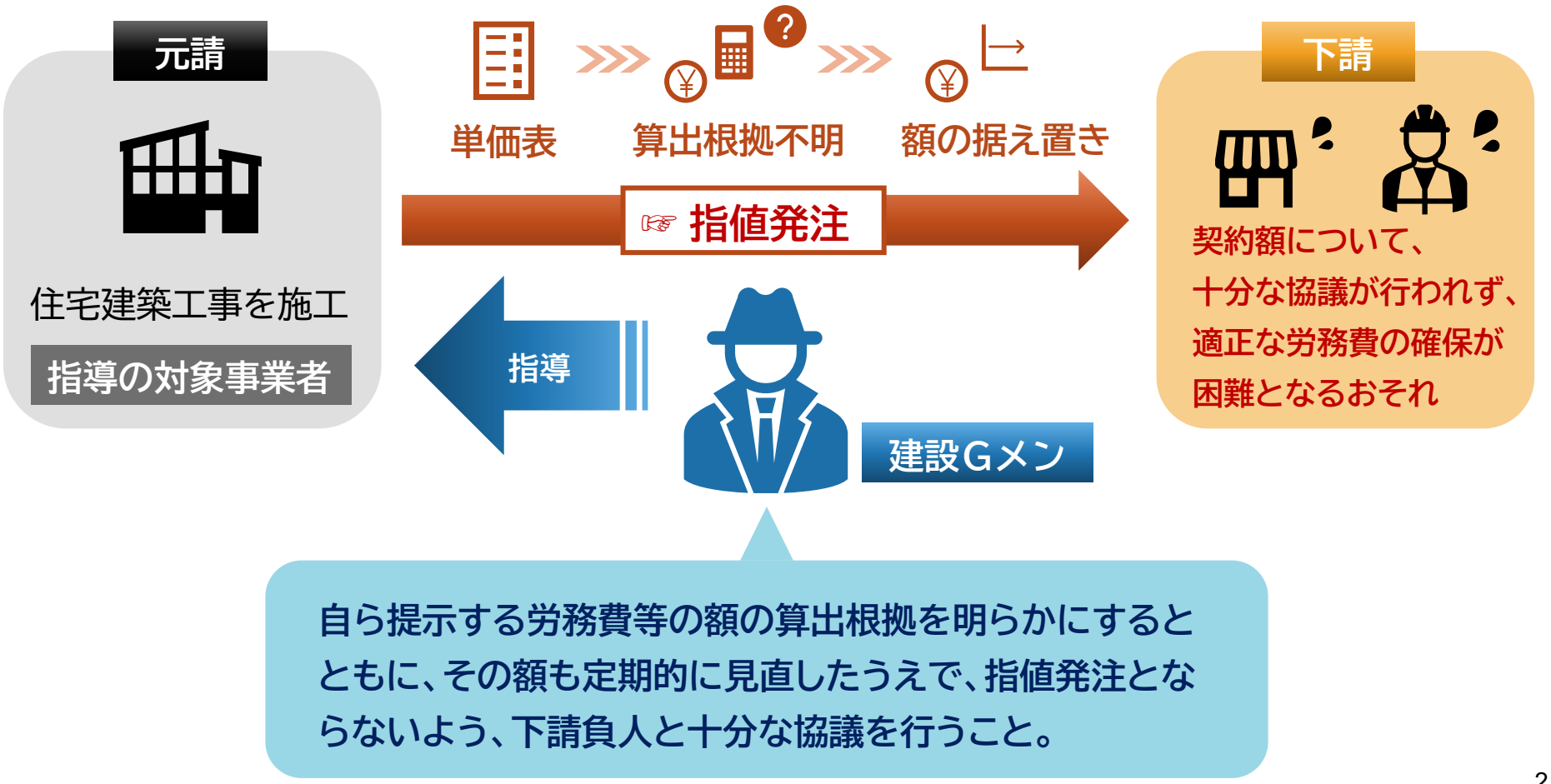


具体的条件の提示として、書面による見積依頼とその保管を行うとともに、下請へ内訳明示した見積作成及び提出を求め、さらに提出された見積書の内容考慮に努めること

具体的な行政指導事例【指値発注】

国土交通省

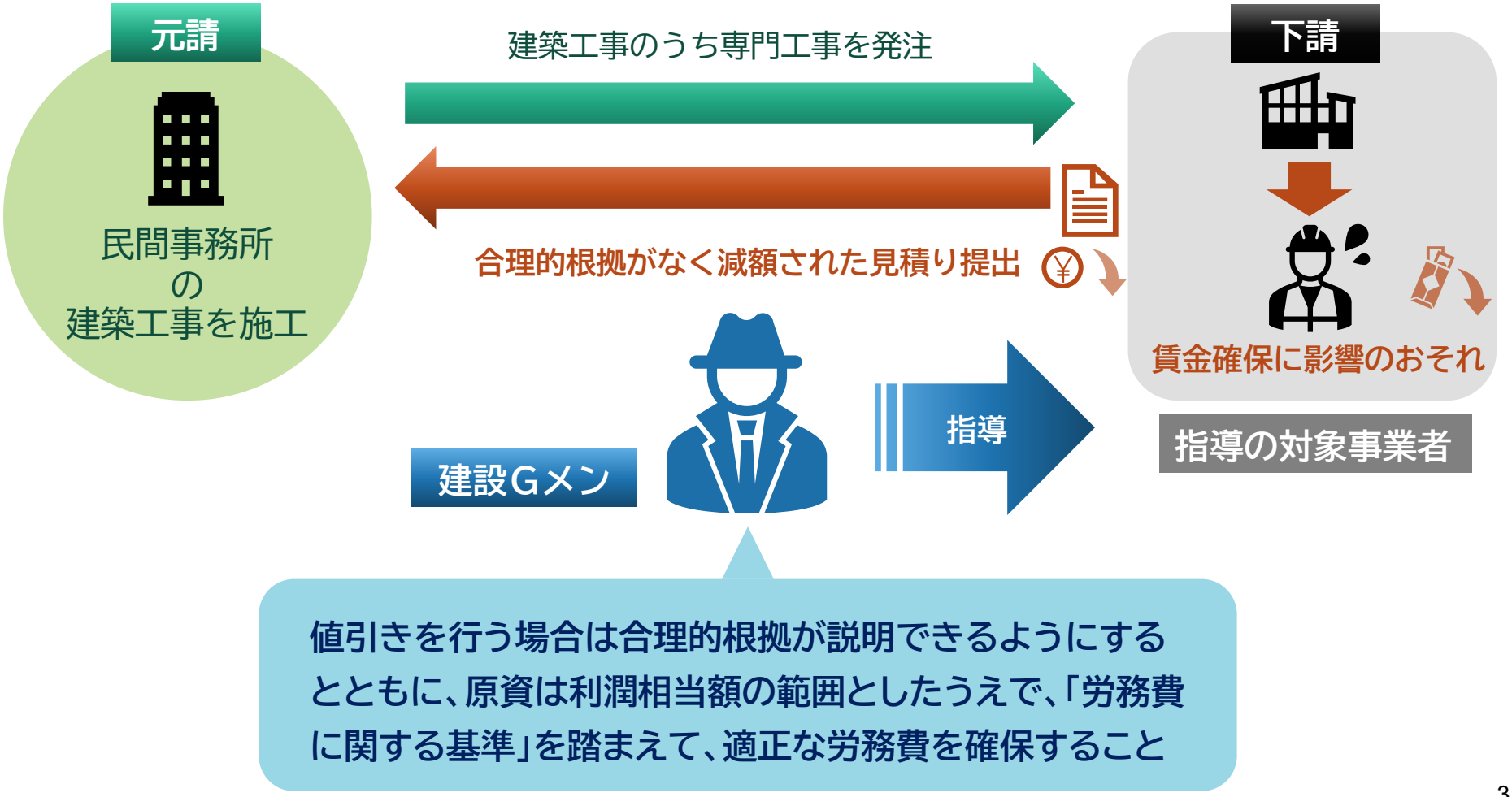
- 元請が複数の下請から提出された見積金額のうち最も低い額を基に、下請との契約額に用いる単価表を自ら作成していたが、その単価の額は算出根拠が不明なうえ、定期的に見直すことなく据え置かれるなど、下請負人と十分に協議を行わない指値発注に該当。
- 適正な労務費等が確保されないおそれのほか、通常必要と認められる原価に満たない額となっている場合、建設業法第１９条の３第１項に違反するおそれ。



具体的な行政指導事例【元請との取引関係を維持するために根拠のない減額をした事例】

国土交通省

- 元請負人と協力業者の関係にあり、当該工事の受注確保と今後の取引関係維持のため、元請から求めはなかったが、当初見積から合理的根拠のない減額による作成及び交付。
- 合理的理由や根拠がなく見積額を減額した場合、その程度によっては通常必要と認められる労務費の額を著しく下回るおそれ

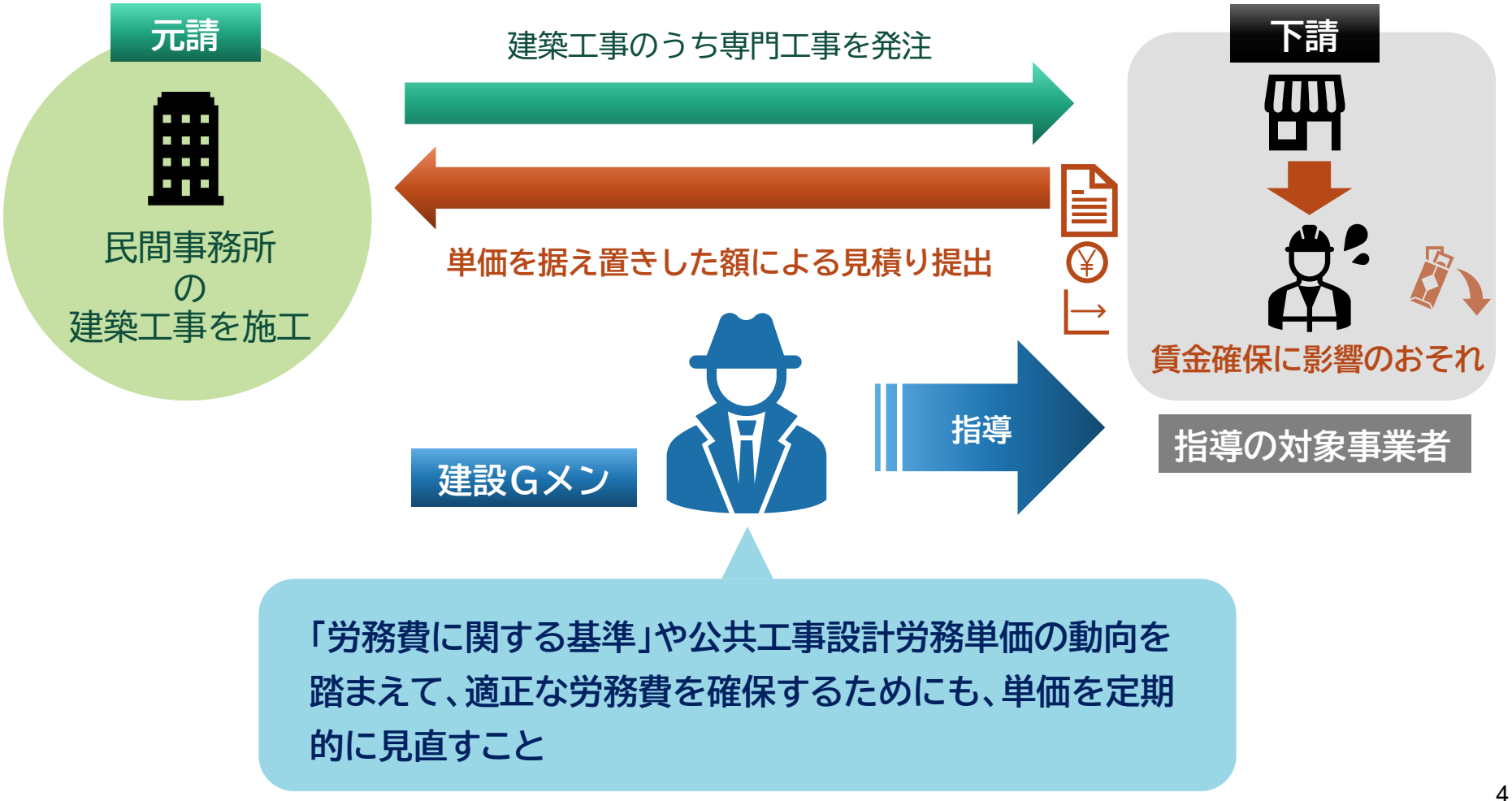


値引きを行う場合は合理的根拠が説明できるようにするとともに、原資は利潤相当額の範囲としたうえで、「労務費に関する基準」を踏まえて、適正な労務費を確保すること

具体的な行政指導事例【見積りに用いる単価が定期的に見直されていない事例】

国土交通省

- 見積りにおいて下請が自ら作成した積算に用いる単価について、公共工事設計労務単価を参考とせず、数年間単価を見直さないまま、その額を基に見積作成及び元請へ交付。
- 賃金水準が上昇する傾向の中、数年にわたって労務費等の見直しがされていないことは、通常必要と認められる労務費の額を著しく下回るおそれ

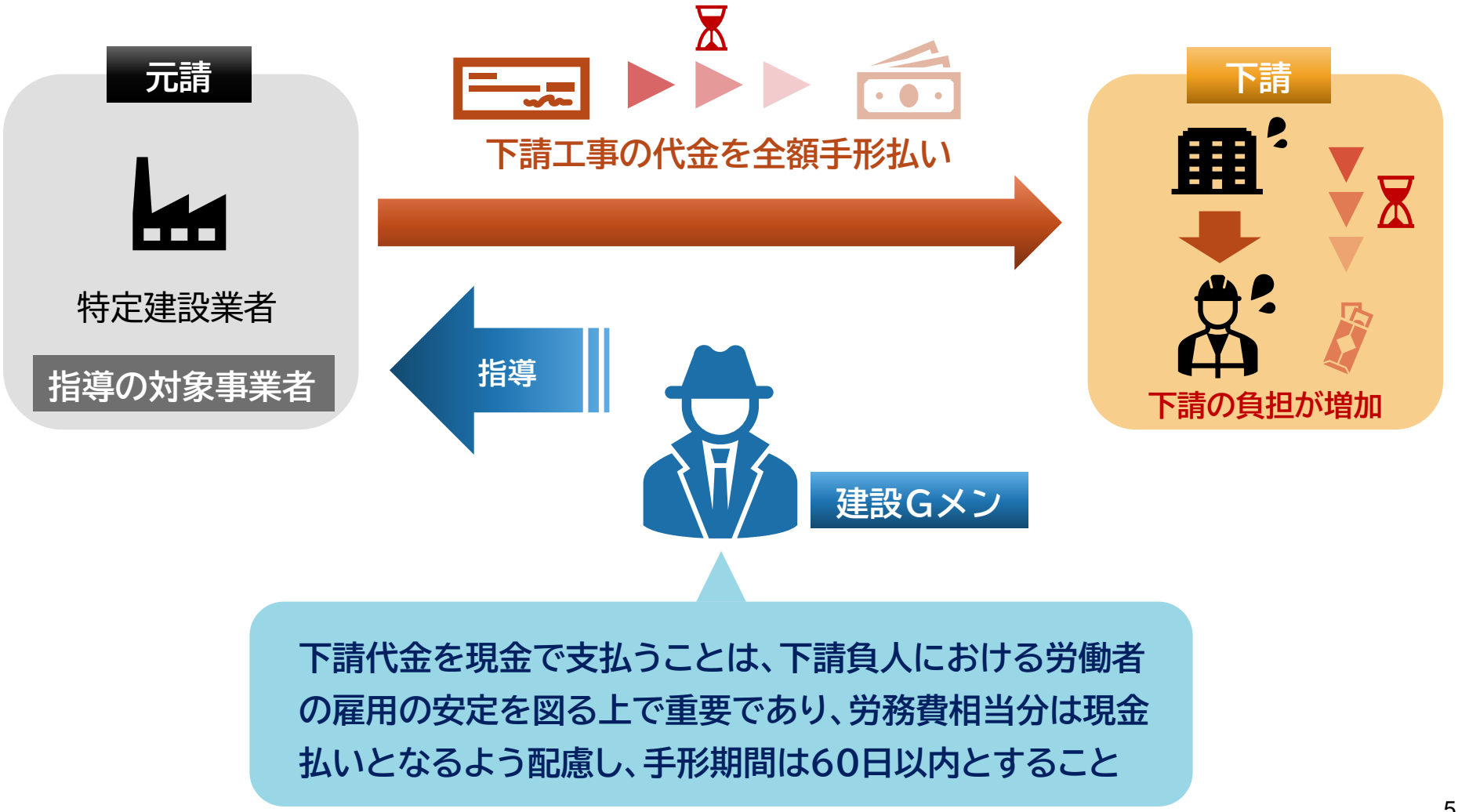


「労務費に関する基準」や公共工事設計労務単価の動向を踏まえて、適正な労務費を確保するためにも、単価を定期的に見直すこと

具体的な行政指導事例【下請代金を全額長期手形による支払いとなっていた事例】

国土交通省

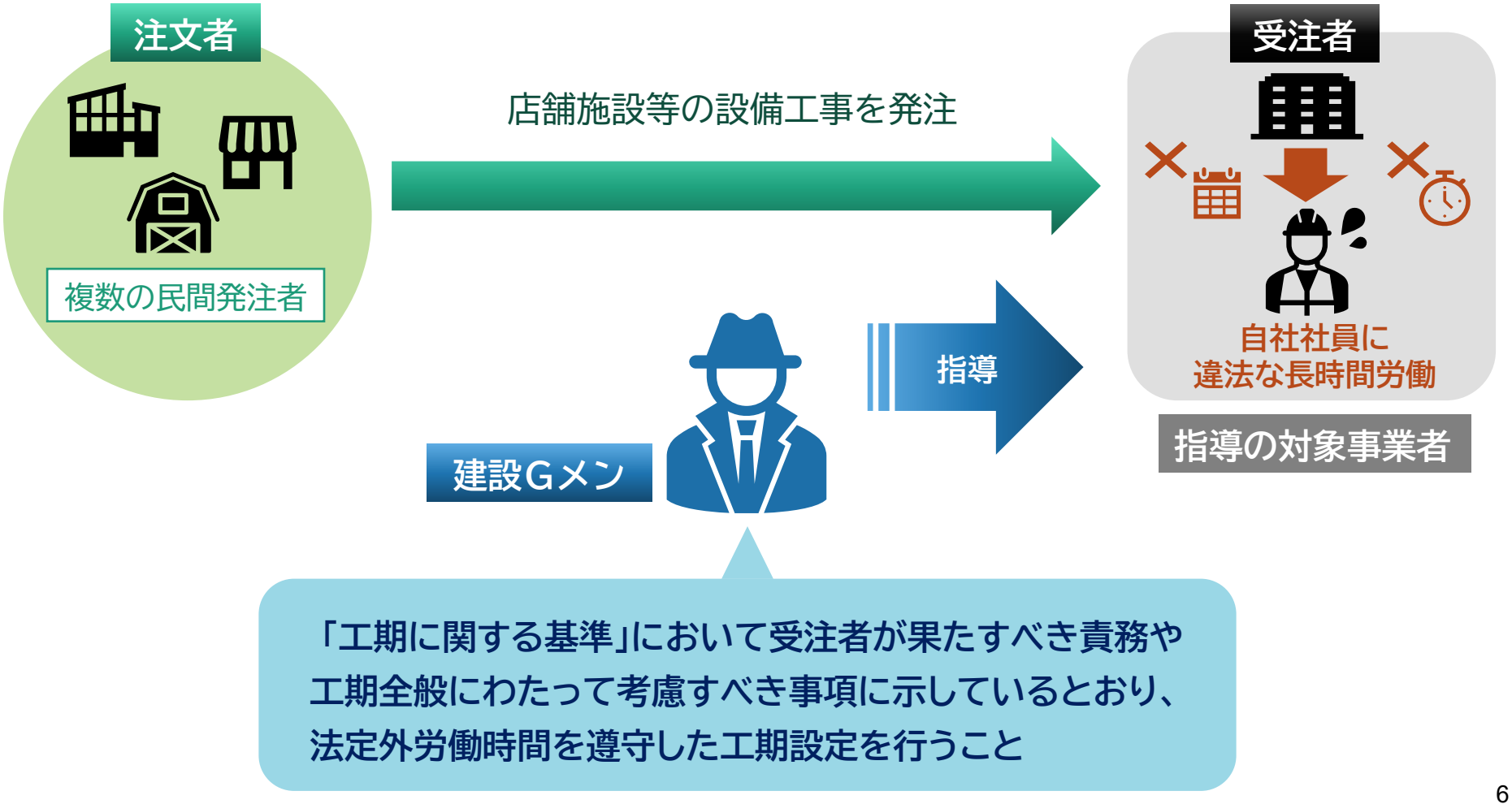
- 下請に対して全額手形、かつ手形期間が６０日を超える代金支払う。
- 下請代金のうち労務費相当は現金払いを配慮する必要。また手形期間が６０日を超える場合、割引困難手形の交付となり、建設業法第２４条の６第３項に違反するおそれ。



具体的な行政指導事例【建設業法第19条の5第2項で禁止する著しく短い工期のおそれ】

国土交通省

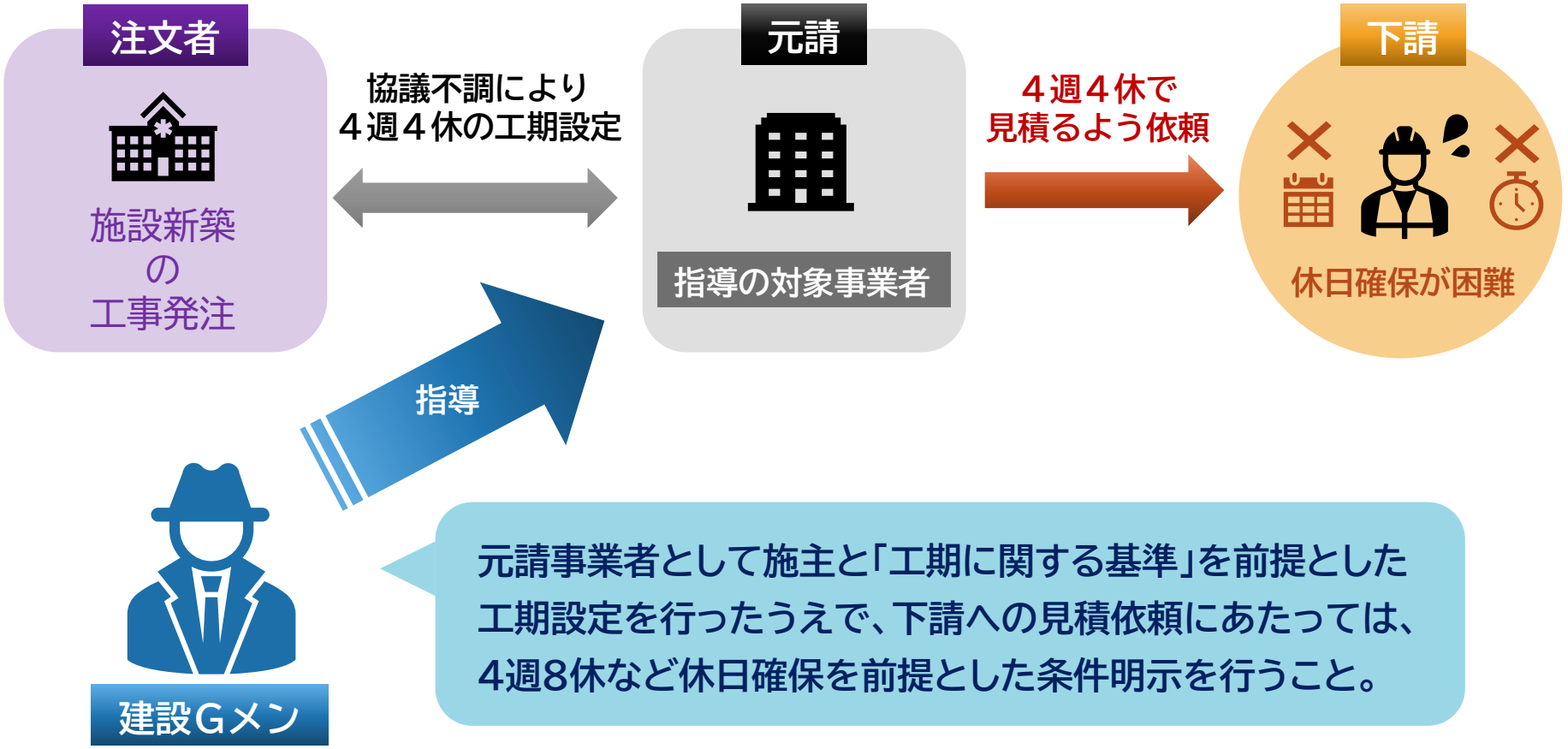
- 複数注文者から同時に工事を受注した結果、自社の技能者に対して違法な長時間労働となる作業を行わせた。
- 「工期に関する基準」に示された時間外労働規制を考慮した工期設定とならないため、著しく短い工期に該当するおそれ



具体的な行政指導事例【工期に関する基準が考慮されていない事例】

国土交通省

- 元請事業者は当初４週８休を考慮した見積りを注文者に提示したが、注文者に認められなかったため４週４休による工期で見積りを行い、下請に対しても４週４休で見積りを行うよう依頼した。
- 「工期に関する基準」における休日の確保が考慮されていない工期設定であり、下請の技能者は休日を確保することができなくなるおそれ。



具体的な行政指導事例【工期に関する基準を考慮した見積条件の不備】

国土交通省

- 「工期に関する基準」の発注者の果たすべき責務において示されているような、請負契約を締結するまでに、必要な情報を下請に提供するための条件提示がされていないため、適正な工期設定が困難となるおそれ。
- 通常必要と認められる期間に比べて著しく短い工期となっている場合、建設業法第１９条の５第１項に違反するおそれ。



「工期に関する基準」を踏まえ、休日及び労働時間などの施工条件を明示し、下請負人が適正な工期設定を行えるよう、見積条件の提示を行うこと。